



区のお知らせ

選挙特集号

足立区

足立区千住一丁目50
☎(882) 1111
編集・発行/
足立区選挙管理委員会

足立区選挙人名簿登録者数

登録日(50・3・18)現在

男	204,170人
女	201,587人
計	405,757人

忘れずに投票しましょう
 都知事選挙……………4月13日(朝7時)
 区長・区議会議員選挙…4月27日(夕方6時)

この一票選ぶ力がくらしを守る

こんどの選挙は、私たちの毎日のくらしに最も身近な保育園やゴミ処理のしごとを受け持っている区政と都政を、今後4年間まかせる区長・区議会議員・都知事を選ぶものです。

標語にもあるとおり、この一票は福祉や環境問題あるいはインフレなどから私たちの生活を守るために、たいへん大きな役割を果たすことになります。

また、今度の選挙から、23年ぶりに区長の選挙が行なわれます。

いままでは、区長は区議会が選んでいましたが、ながい間の区民の念願がかない、区民が直接選挙で選ぶことになりました。

住みよい足立、明るい東京を作るため、みんな忘れずに投票しましょう。



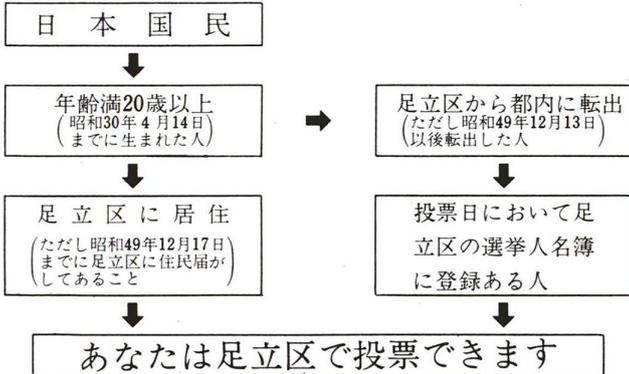
東京都知事選挙

足立区で投票できる人

こんどの都知事選挙で、足立区で投票できる人は、年齢満20歳以上で、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。名簿に登録されるには、足立区に住みはじ

めてから基準日(3月17日)までに3か月以上たっていないなければなりません。

また、都知事選挙は東京都全域にわたる選挙ですので、区外へ転出した人でも、東京都内に転出した人は、次の条件にあう場合には、足立区で投票できます。



●足立区に転入してきた人

昭和49年12月17日までに、足立区に転入して転入届をすませた人は、投票できます。12月18日以後転入した人は、選挙人名簿に登録されるため必要な住所要件…基準日(3月17日)までに3か月以上住んでいること…が満たされませんので、足立区で投票することはできません。ただし、東京都内の他区(市町村)からの転入の場合、前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば前の住所地で投票できます。

●足立区内で転居した人

昭和50年2月28日以前に、足立区内で転居した人は、新住所地の投票所で投票できますが、3月1日以後転居した人は、旧住所地の投票所で投票することになりますからご注意ください。

●足立区から転出した人

昭和49年12月13日以後、足立区から東京都内に限って転出した人で、投票日まで足立区の選挙人名簿に登録されていれば(一度登録されると転出しても4か月間はそのまま登録されています)足立区で投票できます。その場合、引続いて東京都内に住ん

でいることの証明書(新住所地の住民票の写しなど)が必要です。

昭和49年12月12日以前に転出した人、および東京都外へ転出した人は、投票できません。

●選挙公報は新聞折込みに

選挙公報(都知事選挙のみ発行)は、今回から新聞に折込んでお届けしました。折込み日…4月7日前後の朝刊折込みした新聞

朝日 サンケイ 東京 日経 毎日 読売

これらの新聞を購読されていない世帯については、次の施設に選挙公報を用意しておりますので、お立寄りの際お受けください。

公報配置場所

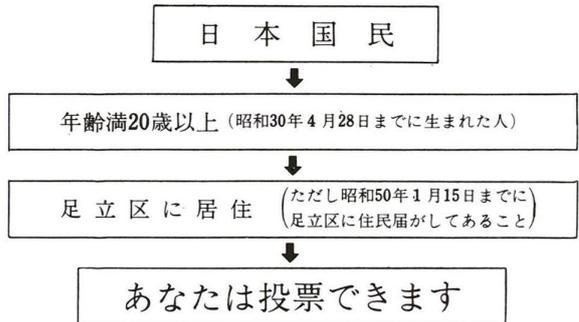
区役所 第二庁舎 出張所 福祉事務所 区立保育園 区民センター 区民福祉センター 教育センター 図書館 文化会館 青年館 老人館 児童館 保健所 保健相談所 足立都税事務所 水道局営業所 消防署 郵便局…足立・西・北の3局 国鉄・私鉄の区内駅 東武バスの大谷田車庫と花畑車庫

足立区長・区議会議員選挙

投票できる人

足立区長・区議会議員の選挙で投票できる人は、年齢満20歳以上で、足立区の選挙

人名簿に登録されていることが必要です。名簿に登録されるには、足立区に住みはじめてから基準日(4月15日)までに3か月以上たっていないなければなりません。



■区長・区議会議員選挙の

投票の順序

投票所における投票の順序は、はじめに足立区議会議員選挙の投票を行ない、次に足立区長選挙の投票を行います。

入場券を持参

名簿対照係…選挙人名簿の抄本と入場券(本人)との対照

用紙交付係…区議会議員選挙の投票用紙をもらう(入場券をみせる)

記載台…投票用紙に区議会議員選挙の立候補者を1名記載

投票箱…区議会議員選挙の投票箱へ投入

用紙交付係…区長選挙の投票用紙をもらう(入場券を渡す)

記載台…投票用紙に区長選挙の立候補者を1名記載

投票箱…区長選挙の投票箱へ投入

退出

■足立区に転入してきた人

昭和50年1月15日までに、足立区に転入して転入届をすませた人は、投票できます。

1月16日以後転入した人は、選挙人名簿に登録されるために必要な、3か月の住所要件が満たされませんので、投票することはできません。

■足立区内で転居した人

都知事選挙の場合と同じです。ただし、区長および区議会議員の選挙で、はじめに足立区の選挙権を得て、名簿登録される人の場合、3月31日以前に区内転居した人は新住所地の投票所で投票できます。

■足立区から転出した人

区の選挙ですので、投票日前に区外へ転出した人は、投票できません。

■入場整理券

投票日には、入場整理券をお持ちください。入場整理券は、東京都知事選挙と足立区長・区議会議員選挙の両選挙に同じものを使います。両選挙の投票ができる人は、都知事選挙が終わった後も、4月27日まで大切に保管しておいてください。

なお、区長・区議会議員選挙だけ投票できる人の場合、入場整理券は4月中旬頃発送する予定です。

入場整理券を紛失した人は、投票所内にある調査係へ申出てください。

投票に行けない方は 不在者投票・郵便投票で

郵便投票

からだか不自由な方

今回行なわれる都知事選挙、区長・区議会議員選挙から、からだか不自由なため投票所へ行けない方は、家にいたまま投票(郵便による不在者投票)ができるようになります。

●郵便投票ができる方

次のいずれかに該当する方は、郵便投票制度を利用できます。

①身体障害者手帳をお持ちの方で

▶両下肢、体幹の障害の程度が、1級または2級の方

▶心臓、じん臓、呼吸器の障害の程度が、1級または3級の方

②戦傷病者手帳をお持ちの方で

▶両下肢、体幹の障害の程度が、特別項症から第2項症までの方

▶心臓、じん臓、呼吸器の障害の程度が、特別項症から第3項症までの方

●郵便投票のしかた

1 「郵便投票証明書」をもらいます。

この制度を利用できる方は、「郵便投票証明書交付申請書」に身体障害者手帳または戦傷病者手帳をそえて、選挙管理委員会に送り、「郵便投票証明書」の交付をうけます。

2 投票用紙等もらいます。

1の交付を受けた方は、投票日の4日前まで(区長・区議選の場合4月23日まで)に、「郵便投票用請求書」に「郵便投票証明書」をそえて、選挙管理委員会に送り、投票用紙等の交付を受けます。

3 投票用紙は郵便で送り返します。

投票用紙等が送られてきましたら、投票用紙に候補者の氏名を必ず自分で書いて、選挙管理委員会に必ず郵便で送り返してください。

「郵便投票証明書申請書」および「郵便投票用請求書」は選挙管理委員会にあります。

▶「郵便投票証明書」は4年間有効ですから、都知事選挙でこの証明書の交付を受けた方は、区長・区議会議員選挙では、1の手続きは必要ありません。

なお、都知事選挙での郵便投票の受け付けは、すでに終わりました。

不在者投票

やむを得ない理由で投票所へ行けない方

投票日に次のような理由で投票できない方は、不在者投票をすることができます。不在者投票というのは、投票当日、投票所へ行って投票することができない方のために、投票日前にあらかじめ投票できる制度です。

投票日に投票できない理由

①投票日に、職務や業務に従事して、投票所へ行けない方

②投票日に、やむを得ない用務や事故のため、区外に旅行中・滞在中の方

- ③病氣・ケガ・妊娠などのため、歩行が困難で投票所へ行けない方
- ④足立区から都内の他区市町村に転出した方で、足立区に投票資格のある方(都知事選挙のみ)

このような方は、入場整理券と印鑑をお持ちのうえ、選挙管理委員会までおいでください。

また、長期間出張や旅行のため来れない方は、郵便で請求してください。旅行地など足立区外でも、不在者投票ができます。

なお、現在都知事選挙の不在者投票を受けています。

12日までですから、投票日に投票できない方は、お早めにおいでください。

〈不在者投票の受け付け〉

受付期間 都知事選挙 3月19日～4月12日
区長・区議選 4月17日～4月26日

時間 午前8時30分～午後5時

場所 足立区選挙管理委員会事務局
(区役所3階)

「明るい選挙」

ポスターコンクール入選

昭和49年度の「明るい選挙」ポスターコンクールには、区内小中学校の児童・生徒のみなさんから、内容豊かでユニークな作品がたくさん寄せられました。足立区コンクールでは15名の方が入選され、この作品を東京都コンクールへ出品しましたが、笠井美里さん(千寿第七小5年)の作品(写真)が入選しました。



投票区域一覧表

投票区名	投票所建物名称	所在地	区	域
41	東瀧江小学校	東和3-20-11	東綾瀬3丁目、東和3.4.5丁目	
42	長門小学校	中川1-19-32	中川1.2丁目	
43	大谷田小学校	中川4-41-27	中川3.4.5丁目	
44	第12中学校	大谷田1-37-1	大谷田町、大谷田1.2.3.4丁目、佐野町	
45	第13中学校	花畑町4725	神明町、六木町、神明南町、花畑町(4700-5323)、辰沼町、北加平町、内匠町	
46	花畑小学校	花畑町3689	内匠本町、花畑町(3430)(3568-4699)(5324-5347)	
47	花畑中学校	花畑町2430	保木間町(2252-2253)(3845-3919)(3955-4156)(4275-4285)、花畑町(1900-2697の9)(2697の11-2708)(2832-3429)(3431-3567)(5348-5429)(5550-5599)(5978-5979)(5997)	
48	花畑西小学校	花畑西地区南整理組合30ブロック	花畑町(27)(180)(240-241)(604-1899)(5953-5954)(5974)	
49	瀧江中学校	保木間町2290	保木間1.2丁目、保木間町(1-2251)(2254-3844)(3920-3954)(4157-4274)(4286-4500)	
50	東栗原小学校	東栗原土地区南整理組合39ブロック	東栗原町、六町、平野1.2.3丁目、竹塚町、西加平町、西六町、東島根町、保塚町、小右衛門町	
51	島根小学校	島根3-28-11	栗原1.2丁目、島根1.2.3.4丁目	
52	保木間小学校	竹の塚3-6-3	竹の塚3丁目、六月町、竹の塚3丁目	
53	竹の塚小学校	竹の塚1-8-1	六月2.3丁目、竹の塚1.2丁目	
54	瀧江小学校	西保木間1-10-3	西保木間1丁目、竹の塚4.5.6丁目	
55	瀧江第2小学校	西保木間4-2-1	西保木間2.3.4丁目、竹の塚7丁目	
56	第14中学校	伊興町大塚1591	伊興町(前沼、見通、大塚)	
57	伊興小学校	伊興町本町3477	伊興町本町、東伊興町、伊興町(谷下、五庵、狹間、白幡、京伝、西伊興町(1-40))	
58	西新井第2小学校	西新井4-34-1	西新井2.3.4丁目、西伊興町(41-70)、伊興町諏訪木	
59	西新井第1小学校	西新井6-21-30	西新井1.5.6.7丁目	
60	鹿浜小学校	鹿浜4-20-22	鹿浜4丁目、江北6.7丁目、椿2丁目	
61	鹿浜西小学校	鹿浜2-24-1	鹿浜2.3.5丁目	
62	鹿浜第1小学校	谷在家町385	谷在家1.2丁目、谷在家町、加賀沼田町、北鹿浜町、北堀之内町、上沼田町(1813-2185)	
63	舎人小学校	舎人町224	舎人1.2.3.4.5丁目、舎人町、入谷町、古子谷1.2.3.4.5丁目、古子谷町	
64	青井小学校	青井3-12-2	青井3丁目、弘道2丁目(16-30)	
65	花畑東小学校	花畑町526	花畑町(1-26)(28-179)(181-239)(242-603)(2697の10)(2709-2831)(5430-5549)(5600-5952)(5955-5973)(5975-5977)(5980-5996)	

投票所が変わります

◎次の地域にお住まいの方は、新しく投票区が増え、投票所が変わりますので、ご注意ください。

▷該当地域…花畑町1-26、28-179、181-239、242-603、2697の10、2709-2831、5430-5549、5600-5952、5955-5973、5975-5977、5980-5996

▷新投票所…区立花畑東小学校(花畑町526番地)

◎これまで関原小学校分校が投票所となっていた地域の方々は、今回の選挙では、投票所が変わりますのでご注意ください。

新設投票所…関原保育園(関原2丁目22-10)

◎昨年の11月1日の住居表示により、扇1.3丁目、西新井本町2丁目、江北1.4丁目となった地域のうち、一部の方々には投票所が変わります。上の投票区域一覧表をお確かめのうえ、投票所へおいでください。